

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、理事・評議員・監事・外部委員の費用弁償に関する事項を定める。

(費用弁償)

第2条 会議等の勤務実態に即して、理事・評議員・監事・外部委員に対して費用弁償を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、日額1万円とする。(但し、源泉徴収を差し引いた金額)(別途交通費を1万円を上限として支給する。)

(支給日)

第4条 理事・評議員・監事・外部委員の費用弁償は、勤務日の以降、速やかに支払う。

(改正)

第5条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成15年5月28日から施行する

この規定は、平成29年2月6日から施行する